

議案第129号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例及び職員の退職手当に関する
条例の一部を改正する条例案

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(平成4年大阪市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和24年大阪市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、規定を整備するため、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

(傍線は削除)

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 (抄)

(期末手当の支給制限)

第8条 第1条各号に掲げる規定の適用を受ける職員で次の各号のいずれかに該当するものには、第2条第1項、第5条第1項又は第6条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号及び第5号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。ただし、任命権者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 省 略

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員 (法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)–(5) 省 略

2 – 6 省 略

職員の退職手当に関する条例（抄）

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 省 略

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2－3 省 略